

塀の基準（建物の敷地内の塀には構造に関する基準があります）

第 62 条の 8 塀

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

（昭和 46 年 1 月 1 日制定、最終改正：平成 13 年 1 月 6 日）

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。（昭和 56 年 6 月 1 日 - ）
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。（平成 12 年 6 月 1 日 - ）
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。（平成 12 年 6 月 1 日 - ）
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。（昭和 46 年 1 月 1 日 - ）
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。（昭和 56 年 6 月 1 日 - ）
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。（昭和 56 年 6 月 1 日 - ）
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。（昭和 56 年 6 月 1 日 - ）

第 61 条 組積造のへい

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

（昭和 25 年 11 月 23 日制定、最終改正：昭和 34 年 12 月 23 日）

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。（昭和 56 年 6 月 1 日 - ）
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。（昭和 25 年 11 月 23 日 - ）
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。（昭和 34 年 12 月 23 日 - ）
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。（昭和 46 年 1 月 1 日 - ）